

令和7年度
ホームページを活用した再開発等の情報発信戦略検討業務
仕様書

令和7年10月

札幌市まちづくり政策局都市計画部事業推進課

1 業務名

令和7年度ホームページを活用した再開発等の情報発信戦略検討業務

2 業務の目的

本市では、現在見直しを進めている「札幌市都市再開発方針」において、再開発等を通じて札幌市が目指すまちづくりの姿や、地下鉄バリアフリー接続、公開空地の整備といった公共貢献について、市民・企業に向けて適切に情報発信することを目標としている。

本業務は、再開発関連ホームページの刷新に先立ち、効果的な情報発信戦略の策定、ウェブページレイアウトの検討、および必要なコンテンツの制作を行うものである。これにより、市民の再開発への理解を深め、さらなる民間投資を促進することを目的としている。

※本仕様書における「再開発等」とは、札幌市内においてこれまで実施された市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、開発誘導方針に基づく土地利用計画制度（地区計画・総合設計制度等）のことを指す。

3 履行期間

契約日から令和8年(2026年)2月27日まで

4 業務内容

本業務は、本市の都市再開発ページ(<https://www.city.sapporo.jp/toshi/saikaihatsu/index.html>)を刷新するための事前検討業務であり、以下の3つの主要な行程で構成されている。なお、本市ホームページの更新については、本業務の成果を踏まえ別途実施する予定である。

(1) 情報発信戦略の立案・コンセプト策定

本市ホームページにて再開発等の成果や魅力を効果的にPRするため、情報発信の全体像を策定する。

ア 現状分析と課題整理

札幌市の再開発に関する既存の情報発信について、市民や企業が求める情報と提供されている情報とのギャップを分析し、現状と課題を整理する。現状分析にあたっては、他都市の再開発関連ウェブサイトなども参考にすること。

イ コンセプト・広報戦略提案

現状分析結果を踏まえ、市民・企業向けに効果的な情報発信のコンセプトをそれぞれ提案すること。企業向けのコンセプトについては、再開発の検討段階（機運醸成段階・構想段階・事業化検討段階等）においてどのような情報が求められているか、各段階ごとに提案すること。

(2) 新規ランディングページの作成

(1)を踏まえて、市民と企業向けに本市ホームページ内に新設する再開発等ランディングページのコンテンツを作成すること。

ア 開発事例の紹介

本市の再開発の魅力を具体的に伝えるため、札幌市内で実施された市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、開発誘導方針に基づく土地利用計画制度(地区計画・総合設計制度等)を活用した主要な開発事例を計3事業程度紹介する。

委託者が提供する情報をもとに、各事例の全景写真、整備された公共貢献、総緩和容積等を掲載する構成を提案すること。

イ 制度の概要紹介

主要な開発手法(市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、総合設計制度を活用した土地利用制度)について、わかりやすく市民や企業に向けて説明するため、各制度の簡単な概要紹介を図表等を使用して作成すること。

ウ 開発手法の解説(開発検討者向けガイド)

主要な開発手法(市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、土地地区画整理事業等)について、地権者や民間事業者が開発を検討する際のガイドとなるような、簡易なフローチャート又は図表を考案すること。

(3) 既存コンテンツの更新

(1)及び(2)の検討を踏まえ、次のア～ウについて本市の再開発事業ページ(<https://www.city.sapporo.jp/toshi/saikaihatsu/redevelopment/index.html>)の更新を行うためのページ構成、レイアウト案作成及び必要な図表等の作成を行う。

ア ウェブサイト全体構成案の作成

策定したコンセプトと広報戦略に基づき、刷新後のウェブサイトにおけるページ構成(サイトマップ)と、制度解説ページ、事業地区一覧ページ等に掲載すべき具体の情報及びレイアウト案を作成すること。

イ 事業地区一覧ページの更新

ユーザーが札幌市の再開発の最新状況を正確かつ迅速に把握できるようにするために、事業地区一覧ページのトップに都心・苗穂地区の再開発マップを掲載する。マップの作成にあたっては、今後更新しやすいフォーマット(pptxなど)を提案すること。

ウ パンフレットに記載されている主要地区の再開発概要の時点更新

イで整理した都心・苗穂地区に加え、パンフレットに記載されているJR手稲駅周辺地区、JR琴似駅周辺地区の再開発マップを最新の情報に更新し、本市ウェブサイトに掲載できるようPDF形式で取りまとめること。

(4) 協議・打合せ

受託者は、本業務着手時に1回、中間時に2回、成果品納入時に1回の計4回、本市と協議・打合せを行うこと。なお、業務着手時及び成果品納入時の打合せは、主任技術者が立ち会いのもと対面形式とし、その他の打合せはオンライン形式も可とする。

(5) 業務報告書の作成

(1)～(4)を報告書として整理する。

5 貸与資料

(1) 札幌市都市再開発方針素案

(2) 令和6年度の関係ウェブサイトのアクセス件数集計データ(xlsx形式)

- (3)既存パンフレットのオリジナルデータ(eps形式)
- (4)その他必要となる事業地区の概要資料、写真データ等の資料
- (5)札幌市公式ホームページガイドライン(一部抜粋)

6 成果品の提出

- (1)完了届 1部
- (2)業務報告書(A4判) 1部
- (3)新規ランディングページ作成用の図表データ(gif,jpeg形式) 一式
- (4)事業地区一覧ページの更新用の図表データ(pptx形式など) 一式
- (5)再開発マップの更新データ(都心・苗穂地区、
JR手稲駅周辺地区、JR琴似駅周辺地区)(PDF形式) 一式
- (6)電子データ(CD-ROM) 1部

※業務成果品の電子データについては、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

7 一般事項

- (1)この仕様書は、札幌市まちづくり政策局都市計画部事業推進課で実施する「令和7年度 札幌市における再開発等の情報発信戦略検討業務」の委託に適用する。
- (2)受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人材を確保し、最高の技術を発揮するよう、責任ある技術者を備えなければならない。
- (3)受託者は、契約後速やかに、本業務実施に関する役務履行計画書を作成し提出すること。
- (4)成果品及び本業務において作成したイラスト、写真等(以下「成果品等」という。)の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、本市に帰属するものとする。また、成果品等に関する著作人格権は行使できないものとする。ただし、従前より受託者が保有しており、今回の業務遂行において活用するものについては、この限りではない。
- (5)業務遂行にあたっては、本市と受託者の連絡を密にして作業を進めるとともに、協議を行った際は速やかに協議録を作成し、本市に提出すること。
- (6)業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、本市、受託者双方が協議してこれを処理する。
- (7)業務の履行に関しては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。また、使用する紙類等は極力環境に配慮したものとする。
- (8)本市が保有する資料で、業務の履行にあたり必要と認められるものについて、受託者は、当該資料の借用を申し入れることができるものとする。また、受託者は、業務が完了したときは、貸与された資料等について、ただちに返還するものとする。

- (9)本市は、不可効力(感染症の流行、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火災、暴動その他の本市又は受託者の責に帰することのできない自然的または人為的な現象をいう。)により、業務を遂行することが困難になったとき、受託者に対して、契約の解除又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。
- (10)成果品は全て本市の所有とし、本市の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (11)業務の履行にあたっては、本市のホームページの基本方針・ガイドライン (<https://www.city.sapporo.jp/koho/hp/guideline/index.html>)に準拠して作業を進めること。
- (12)業務の履行にあたっては、札幌市の情報セキュリティポリシーに基づき、別記「セキュリティ保全に係る事項」を遵守すること
- (13)この仕様書に記載のない事項については、受託者は本市と協議のうえ行うこととし、本業務の主旨を十分踏まえ、また本業務の遂行に支障をきたさないよう協力するものとする。

8 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所4階南側)
札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 事業推進課
担当:細川、町田 TEL:011-211-2706

【別記】

セキュリティ保全に係る事項

受託業務の履行にあたっては、本市の情報資産の漏洩、紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するため、本市の指示に基づき、セキュリティ保全のための対策を下記のとおり実施するようお願いいたします。

記

セキュリティ保全のための対策

- 1 情報セキュリティを確保するための体制の整備
本業務の作業実施体制・連絡体制を提示すること。
セキュリティ対策の責任者にはセキュリティ対策を十分に管理できる者を配置すること。
- 2 取り扱う情報資産の秘密保持等
本業務の遂行にあたり知りえたすべての情報は、履行期間及び履行後において第三者に漏らしてはならない。データの取扱についても同様とする。また、秘密保持及びデータの取扱について、従業員その他関係者への徹底を行うこと。
- 3 情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処
情報セキュリティインシデントが発生した場合には速やかに本市へ報告すること。
- 4 情報セキュリティ対策の履行状況の報告
受託者は、定期的に前項までの各項目の履行状況について本市へ報告することとし、本市が行う情報資産の管理に関する履行確認に対して適切に応じ、確認事項についての説明を行うこと。
- 5 情報セキュリティ監査の実施
本市の要請等に基づき、サービス提供者のセキュリティ対策、運用体制等に関し、監査を行うことができる。
- 6 情報セキュリティ対策の履行が不十分であると思われる場合の対処
受託者の情報セキュリティ対策の履行が不十分であることが認められた場合、本市と協議した上で、本業務の一時中断や損害賠償等、必要な措置を講ずること。
- 7 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
受託者は、業務の完了日又は契約解除の日をもって、情報資産を受託者に返還するとともに、その複製複写物を一切保持してはならない。ただし、本市が必要と認めるときは、その返還日を延期することができる。
- 8 委託元及び委託先の責任の明記
本業務の作業を受託者の保有する環境で実施する際には、受託者の責任においてセキュリティ対策を行ったうえで作業を実施すること。
- 9 再委託に関する事項
本業務において再委託は原則禁止であるが、業務の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、セキュリティ対策が確認できる資料を提出し、本市の承認を受けること。また、受託者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

以上